

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月19日

【事業年度】 第18期（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

【会社名】 パラカ株式会社

【英訳名】 Paraca Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 内藤 亨

【本店の所在の場所】 東京都港区麻布台一丁目11番9号

【電話番号】 03(6230)2300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 間嶋 正明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区麻布台一丁目11番9号

【電話番号】 03(6230)2300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 間嶋 正明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月
売上高 (百万円)	6,738				
経常利益 (百万円)	1,007				
当期純利益 (百万円)	566				
包括利益 (百万円)					
純資産額 (百万円)	5,217				
総資産額 (百万円)	17,927				
1株当たり純資産額 (円)	114,545.10				
1株当たり当期純利益 (円)	12,466.22				
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	12,427.51				
自己資本比率 (%)	29.0				
自己資本利益率 (%)	11.3				
株価収益率 (倍)	5.53				
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	927				
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	46				
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	865				
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	1,585				
従業員数 (人)	55				

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、平成23年2月1日付で100%出資連結子会社であります有限会社神谷町パークを吸収合併いたしました。これにより、第15期以降は、連結財務諸表を作成しておりませんので連結会計年度に係る経営指標等の推移については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月
売上高 (百万円)	6,738	7,032	7,934	8,913	10,080
経常利益 (百万円)	992	931	1,302	1,363	1,477
当期純利益 (百万円)	565	547	730	845	893
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)					-
資本金 (百万円)	1,576	1,576	1,577	1,611	1,642
発行済株式総数 (株)	47,532	47,532	47,542	48,369	9,801,400
純資産額 (百万円)	5,214	5,768	6,458	7,377	8,255
総資産額 (百万円)	17,528	18,323	19,000	19,629	20,694
1株当たり純資産額 (円)	114,472.96	126,150.57	703.86	788.87	870.90
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	1,200 ()	1,200 ()	1,600 ()	2,000 ()	12.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	12,444.08	12,044.92	80.38	92.35	96.03
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	12,405.43	11,997.06	79.90	90.01	93.89
自己資本比率 (%)	29.7	31.3	33.7	37.2	39.5
自己資本利益率 (%)	11.3	10.0	12.0	12.3	11.5
株価収益率 (倍)	5.54	4.51	5.86	9.01	8.54
配当性向 (%)	9.6	10.0	10.0	11.0	12.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)		650	1,420	1,182	1,911
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)		607	518	766	699
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)		18	953	538	785
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)		1,618	1,566	1,443	1,870
従業員数 [外、平均臨時雇用人 員] (人)	55 [-]	60 [-]	59 [-]	61 [8]	60 [8]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第14期まで連結財務諸表を作成しておりますので、第14期までの持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

3 当社は平成25年10月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4 第16期までの平均臨時雇用人員については従業員数の100分の10未満であるため省略しております。

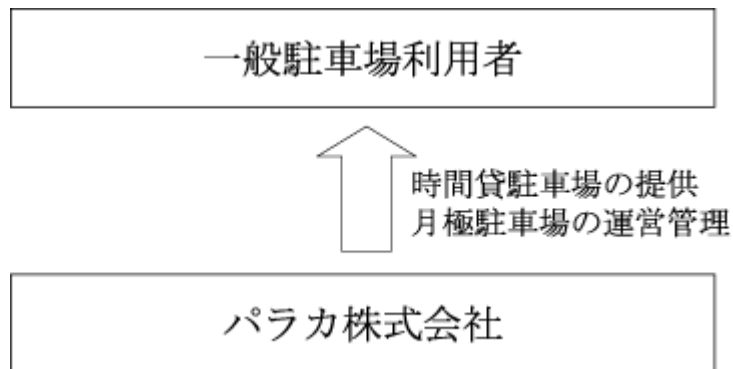
2 【沿革】

年月	事項
平成9年8月	東京都新宿区大久保に、駐車場の運営及び管理業務、駐車場装置の販売業務を目的としてパルク株式会社を資本金20百万円にて設立
平成9年9月	東京都文京区にて24時間無人時間貸駐車場の運営を開始
平成9年10月	本社所在地を東京都新宿区西新宿に移転
平成10年3月	日本証券業協会に株式を店頭取扱有価証券として届出
平成11年7月	本社所在地を東京都品川区東大井に移転
平成12年7月	千葉県八千代市にて土地を自社にて所有する方法による駐車場の運営を開始
平成13年2月	本社所在地を東京都港区虎ノ門に移転
平成14年8月	大阪府大阪市に大阪営業所（現 大阪支店）を開設
平成15年4月	店頭取扱有価証券の登録を廃止
平成15年5月	東京都豊島区にて証券化駐車場の運営を開始
平成16年1月	商号をパラカ株式会社に変更
平成16年2月	東京都杉並区阿佐谷南にて駐輪場の運営を開始
平成16年9月	本社所在地を東京都港区麻布台に移転
平成16年12月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
平成16年12月	北海道札幌市にて自走式立体駐車場ビルを取得し、自社駐車場として運営を開始
平成17年8月	岩手県盛岡市にて、自走式立体駐車場を竣工し、証券化駐車場として運営を開始
平成17年11月	愛知県名古屋市に名古屋営業所を開設
平成18年4月	福岡県福岡市に福岡営業所を開設
平成18年9月	有限会社神谷町パークを連結子会社化
平成18年11月	新潟県新潟市に信越北陸営業所を開設
平成18年11月	広島県広島市に広島営業所を開設
平成20年6月	広島営業所を閉鎖
平成22年2月	信越北陸営業所を閉鎖
平成22年12月	神奈川県横浜市に横浜営業所を開設
平成23年2月	有限会社神谷町パークを吸収合併
平成23年6月	京都府京都市に京都営業所を開設
平成23年9月	宮城県仙台市に仙台営業所を開設
平成24年10月	兵庫県神戸市に神戸営業所を開設
平成24年10月	埼玉県さいたま市に埼玉営業所を開設
平成25年6月	宮城県古川市にて太陽光発電事業を開始
平成25年8月	茨城県水戸市にて太陽光発電事業を開始
平成25年9月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更

3 【事業の内容】

当社は、主に時間貸駐車場の開拓と運営管理に関連する事業を展開しており、区分すべき事業セグメントは存在していません。

事業の系統図は、次のとおりであります。



当社は、日本の駐車場不足を解消するために、より必要な場所に1台でも多くの駐車場を供給し、健全なクルマ社会の発展に貢献するという使命のもと、大都市圏を中心として、主に時間貸駐車場の開拓と運営管理を行っており、事業区分を「賃借駐車場」「保有駐車場」「その他」に分類しております。

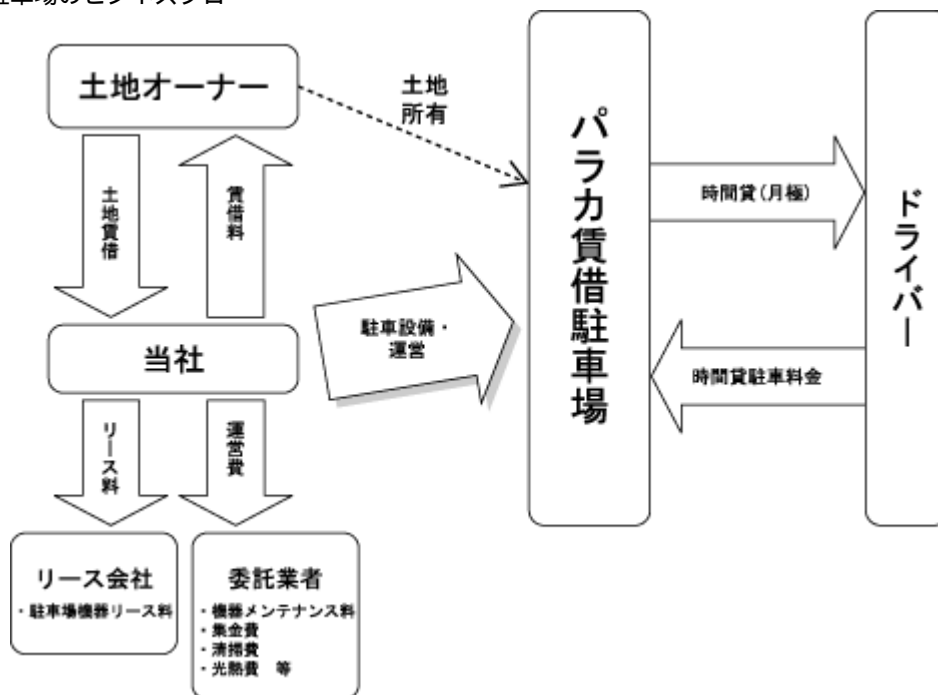
賃借駐車場及び保有駐車場は、駐車場の運営形態別に分類しており、時間貸駐車場の運営管理に関する業務全般を一貫して行っております。

また「その他」は、不動産賃貸、自動販売機収入、太陽光発電及び駐輪場の運営管理等となっております。

(1) 賃借駐車場

賃借駐車場は、当社事業の基本を成すビジネスモデルであり、具体的には、土地オーナーに賃借料を支払い、当社で駐車場設備を設置し、運営管理を行います。時間貸駐車料金（一部月極を含む）が売上高、そこから賃借料（月額）、駐車機器のリース料（精算機・ロック板・看板等）、減価償却費、運営管理費（機器メンテナンス料・集金費・清掃費・光熱費等）を差し引いたものが、個別の駐車場の売上総利益となります。

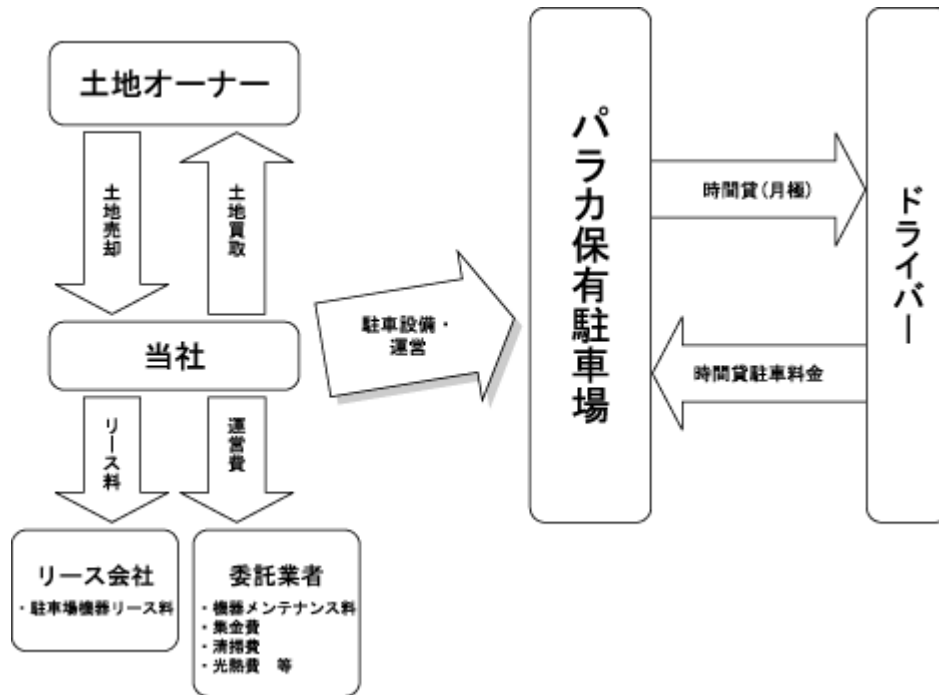
賃借駐車場のビジネスフロー



(2) 保有駐車場

保有駐車場は、自社で駐車場用地を購入し、運営管理するモデルであります。当社で用地を取得することから、土地所有者都合による解約は発生せず、賃借料も発生しません。時間貸駐車料金（一部月極を含む）が売上高になり、そこから固定資産税・都市計画税、駐車機器のリース料、減価償却費、運営管理費を差し引いたものが、個別の駐車場の売上総利益となります。

保有駐車場のビジネスフロー



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
60 (8)	32.0	5.1	5,039

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
 2 平均年間給与は、従業員1人当たりの基本給、賞与及び基準外賃金の合計額を算定しております。
 3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー及び派遣社員)の平均雇用人員であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが労使委員会を設けており、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（自平成25年10月1日至平成26年9月30日）における我が国の経済は、前半に消費税増税前の駆け込み需要が見られ、後半にかけては、その反動により生産活動が弱含み、公共投資は一服するなどの影響が見られたものの、設備投資は増加基調にあり、個人消費も底堅く推移し、所得・雇用も改善するなど回復基調が続いております。

当社の属する駐車場業界においては、2月の豪雪や、消費税増税にかかる駆け込み需要の反動、8月の全国的な天候不順の影響があったものの、慢性的な駐車場不足を背景に、売上について底堅く推移しました。

このような中で、当社は、引き続き積極的な営業活動を行い、新規駐車場の開設を進めるとともに、既存駐車場においても料金変更をタイムリーに行うなど採算性向上に努めました。

その結果、当事業年度においては、219件4,635車室の新規開設、90件3,163車室の減少により、129件1,472車室の純増となり、9月末現在1,423件19,684車室が稼働しております。

当事業年度の業績については、賃借駐車場において、解約等による減少が過去最多の89件3,108車室となりましたが、新規開設についても、車室数としては過去最多の214件4,560車室となり、増収増益となりました。保有駐車場については、1件53車室を売却、2車室について倉庫等への転用した一方で、売却した駐車場の代替地1件を含む5件75車室を新規開設いたしました。その結果、増収増益となりました。

このほか、適正な料金設定、売上に応じて賃料を支払う還元方式の推進、運営コストの低減により、収益性の向上を図りました。

その結果、営業利益、経常利益および当期純利益について増益となりました。

以上の活動により、当事業年度の売上高は、10,080百万円（前事業年度比13.1%増）、営業利益1,736百万円（前事業年度比4.0%増）、経常利益1,477百万円（前事業年度比8.4%増）、当期純利益893百万円（前事業年度比5.7%増）を計上いたしました。

当社の具体的な駐車場形態毎の状況は以下のとおりであります。

（賃借駐車場）

当事業年度においては 前期に導入した営業支援システムの活用により、営業が効率化され、214件4,560車室と過去最多の新規開拓車室数となりました。加えて、このシステムによりタイムリーな料金変更が可能となり、既存駐車場の売上也堅調に推移しました。一方で、89件3,108車室と過去最多の車室減となりましたが、その主なものは、千葉県における複数の大型駐車場の契約終了によるものであります。以上の結果、125件1,452車室の純増となり、9月末現在1,312件16,211車室が稼働しております。売上高は8,281百万円（前事業年度比15.2%増）となりました。

（保有駐車場）

当事業年度においては、大阪市1件3車室、長岡市1件18車室、姫路市1件6車室、新潟市1件32車室、横浜市1件16車室、合計5件75車室がオープンいたしました。一方で、新潟市1件53車室について売却、倉庫等への転用により2車室、合計1件55車室減少しました。その結果、4件20車室の純増となり、9月末現在においては111件3,473車室が稼働しております。売上高は1,465百万円（同3.4%増）となりました。

（その他事業）

当事業年度においては、不動産賃貸収入、自動販売機関連売上、駐輪場売上加え、太陽光発電売上について前期に設置した宮城県大崎市約740kw、茨城県水戸市約200kwの合計約940kwの太陽光発電所が通期にわたって寄与したため、売上高は334百万円（同8.7%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」）は、前事業年度末に比べ426百万円増加し、1,870百万円となりました。主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は前事業年度に比べ729百万円増加し、1,911百万円となりました。これは主として、税引前当期純利益1,483百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は前事業年度に比べ66百万円減少し、699百万円となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出862百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により支出した資金は前事業年度に比べ246百万円増加し、785百万円となりました。これは主として、長期借入れによる収入が2,999百万円に対し、長期借入金の返済による支出が3,323百万円、リース債務の返済による支出が376百万円であったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における駐車場形態毎の販売実績は以下のとおりです。

駐車場形態	金額（百万円）	前年同期比（％）
賃借駐車場	8,281	15.2
保有駐車場	1,465	3.4
その他事業	334	8.7
合計	10,080	13.1

（注）1 記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 当事業年度における地域別販売実績及び構成比は次のとおりであります。

地域別	前事業年度 （自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）		当事業年度 （自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
関東地区	4,439	49.8	4,865	48.3
関西地区	2,458	27.6	2,958	29.3
その他	2,014	22.6	2,257	22.4
合計	8,913	100.0	10,080	100.0

3 【対処すべき課題】

当社は収益力の向上のため、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでまいります。

(1) 解約リスクの低減

当社は、時間貸駐車場事業を賃借駐車場モデル（土地オーナーより駐車場用地を借り受け事業を行うモデル）に依存し過ぎることは、賃貸借契約の解約により事業を継続できなくなるリスクがあると考えております。そこで、賃借駐車場の解約リスクを軽減し、企業全体として長期安定的・継続的に成長していくためには、キャッシュ・フローを考慮しながら、「賃借駐車場」及び「保有駐車場」のポートフォリオを組み立てていくことが必要と考えております。

(2) 収益リスクの低減

当社は事業基盤の更なる強化を図るため、駐車場を新規駐車場（オープン後1年未満の駐車場）と既存駐車場（オープン後1年以上経過の駐車場）に分けて管理しております。加えて、賃借駐車場では、毎月一定の賃料を土地オーナーに支払う「固定方式」にかかるリスク管理の徹底と、駐車場売上によって賃料が変動する「還元方式」を組み合わせることにより、収益リスクの低減に努めてまいります。

(3) オペレーションスキルの向上

当社は『標準化』を推進し、従業員のオペレーションスキルの向上により、全社的な収益拡大とコスト低減を図ることに努めております。今後も引き続き、人材育成・教育によりオペレーションスキルの向上を図ることで、利益率の改善に努めてまいります。

(4) 営業力の強化

当社が成長を図るうえでは、今後も継続して営業力を強化していく必要があると認識しております。人員の拡大を図るとともに、『標準化』を推進し、OJT教育、全体研修、個別指導を通じ、個々のスキルアップに努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業その他に関するリスクとして投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項には以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日において当社が判断したものであります。

(1) 事業におけるリスクについて

イ 事業用地の確保について

当社における駐車場運営形態としては、「賃借」及び「保有」があります。当社では、賃借によって駐車場用地を確保する「賃借駐車場」が、当社の運営管理する駐車場の中で高い割合を占めており、当社事業の基本を成すビジネスモデルであります。「賃借駐車場」は、土地オーナーに賃借料を支払い、当社で駐車場設備を設置し、運営管理を行います。時間貸駐車料金（一部月極を含む）が売上高、そこから賃借料、駐車機器のリース料（精算機・ロック板等）、運営管理費（機器メンテナンス料・集金費・清掃費・光熱費等）を差し引いたものが、個別の駐車場の売上総利益となります。

当社が事業を拡大するためには、駐車場用地の確保が必要となりますが、土地所有者の土地の有効活用に対する旺盛な需要を背景として、当社の最近5ヵ年における物件数及び車室数の推移は、以下のとおり概ね順調に増加しております。

（単位：車室（件））

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期 当事業年度
決算年月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月
賃借駐車場	7,998 (684)	9,898 (820)	12,836 (992)	14,759 (1,187)	16,211 (1,312)
保有駐車場	3,536 (98)	3,552 (99)	3,611 (103)	3,453 (107)	3,473 (111)
合計	11,534 (782)	13,450 (919)	16,447 (1,095)	18,212 (1,294)	19,684 (1,423)

今後につきましては、地価の動向、土地に係る税制の改正等の要因により不動産市場が活発化した場合、土地所有者にとって土地の有効活用のための選択肢が増加することにより、当社にとって駐車場用地の確保が困難になる可能性があります。

ロ 土地所有者との賃貸借契約が解約される可能性について

賃借駐車場を設置する際には、土地所有者との間で当社を賃借人とする賃貸借契約を締結しております。当該契約期間は概して2～3年間（当初契約期間）となっており、期間満了後は1年毎の自動更新となっておりますが、土地所有者の意思により契約が解約される可能性があります。

(2) 法的規制等について

当社が営む時間貸駐車場の運営に関して、特有の法的規制は現在のところありません。駐車場の設置等に関する法令としては、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めた「駐車場法」をはじめ、都道府県公安委員会による交通規制等を定めた「道路交通法」並びに自動車保有者等に対して自動車の保管場所確保等を定めた「自動車の保管場所の確保等に関する法律（車庫法）」等があります。

これらの法律が変更された場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、平成12年10月に当時の運輸政策審議会（現在の交通政策審議会、国土交通大臣の諮問機関）から出された答申「21世紀初頭における総合的な交通政策の基本的方向について」において、自動車利用の諸問題について述べられており、その対応策として、ロードプライシング（都市部等の特定地域への自動車の乗り入れに対する課金制度）の導入等、都市部への自動車の流入を抑制するための提言が含まれております。

今後、都市部の自動車利用の制限につながるような法改正等がなされた場合には、当社の営業地域における駐車場の需要の減少等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 借入金について

当社における駐車場開発形態としては、「賃借」及び「保有」がありますが、土地を保有する場合には、当該資金の大部分を金融機関からの長期借入金により調達しております。金融機関からの借入に当たっては原則として借入期間を20年とし、金利についてもその多くを固定金利での調達としておりますが、今後の金利動向等、金融情勢の急激な変化により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

なお、最近5ヵ年における自己資本比率、借入金の推移は、以下のとおりであります。

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期 当事業年度
決算年月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月
自己資本比率(%)	29.0	31.3	33.7	37.2	39.5
借入金合計(百万円)	10,037	10,115	9,456	9,262	8,938
1年内返済長期借入金 (百万円)	954	984	944	1,031	1,072
長期借入金(百万円)	9,083	9,131	8,511	8,231	7,865

(注) 各数値は、平成22年9月期は連結ベースの財務諸表より記載しており、平成23年9月期以降は個別ベースの財務諸表より記載しております。

事業用土地の状況について

当社では、当事業年度末現在、総資産額20,694百万円に対し、事業用土地として簿価14,460百万円の土地(不動産信託受益権含む)を所有しております。

これらの土地等につきましては、当社が営む時間貸駐車場に係る駐車場用地であり、原則的には継続して所有し、事業の用に供するものです。また、現時点におきましては、十分な収益を確保しているものと当社では認識しております。しかしながら、今後、売上の低下や営業戦略の大幅な変更等により、当社の事業にとって不要な土地等を売却した場合、当該地価の動向によっては、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額することとなるため、今後の地価の動向や当社の収益状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

当事業年度末における総資産は20,694百万円となり、前事業年度末に比べ1,065百万円増加しました。これは主に流動資産における現金及び預金の増加（393百万円）、有形固定資産における土地の増加（437百万円）、リース資産の増加（174百万円）によるものです。

当事業年度末における負債の部は12,438百万円となり、前事業年度末に比べ186百万円増加しました。これは主に流動負債における未払法人税等の増加（337百万円）、固定負債における長期借入金の減少（365百万円）によるものです。

当事業年度末における純資産の部は8,255百万円となり、前事業年度末に比べ878百万円増加しました。これは主に当期純利益に伴い利益剰余金が増加（800百万円）したことによるものです。この結果、自己資本比率は前事業年度末の37.2%から39.5%となりました。

なお、キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 （2）キャッシュ・フローの状況」を御参照下さい。

(2) 経営成績の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 （1）業績」を御参照下さい。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資総額は、1,213百万円であります。その主なものは、事業用土地の購入513百万円、とリース資産（駐車場機器）の取得549百万円であります。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備は以下のとおりであります。

平成26年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	車両 運搬具	リース 資産	合計	
本社 (東京都港区)	事務所	3		5		9	1	19	31
大阪支店 他8営業所	事務所	7		2		7	2	20	29
時間貸駐車場 (関東地区)	駐車場 設備	265	75	36	5,528 (26,918.87)		777	6,683	
時間貸駐車場 (関西地区)	駐車場 設備	53		17	1,617 (4,205.44)		550	2,239	
時間貸駐車場 (その他)	駐車場 設備	592	276	9	7,256 (81,731.32)		402	8,537	

- (注) 1 時間貸駐車場の所在地は複数でありますので、一括して記載しております。
 2 上記事業所には賃借物件が含まれており、年間賃借料は5,484百万円であります。
 3 リース契約による賃借設備のうち主なものは、次のとおりであります。

内容	リース期間	年間リース料	備考
工具、器具及び備品	5～7年	88百万円	所有権移転外ファイナンスリース

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社における設備投資は、景気予測、市場動向等を含め総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在において重要な設備の新設は予定しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
計	27,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年12月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,801,400	9,801,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	9,801,400	9,801,400		

(注) 「提出日現在発行数」には、平成26年12月1日以降有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

(平成17年12月21日定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成26年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年11月30日)
新株予約権の数(個)	202	202
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,400(注)1	40,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年1月21日 至平成27年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 資本組入額 900	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項		

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は株式併合の割合

2 新株予約権の発行日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行、又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当り払込金額}}{1\text{株当り時価}}}{1}$$

既発行株式数 + 新規発行株式数

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times$$

- 3 権利行使の条件は、以下のとおりであります。
 新株予約権者の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。
 この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
- 5 平成25年5月8日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
 (平成21年12月18日定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成26年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年11月30日)
新株予約権の数(個)	376	376
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,200(注)1	75,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	365(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年12月19日 至平成29年12月18日 (注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 463 資本組入額 232	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 当社が合併、会社分割、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行行使価額の調整を行うものとする。

- 3 ただし行使期間の最終日が当社の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- 6 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記（注）4の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。
- 7 平成25年5月8日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(平成22年12月17日定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成26年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年11月30日)
新株予約権の数(個)	675	672
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	135,000(注)1	134,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	567(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年12月18日 至平成30年12月17日 (注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 727 資本組入額 364	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 当社が合併、会社分割、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行行使価額の調整を行うものとする。

3 ただし行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

6 組織再編時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に

沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記(注)4の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

- 7 平成25年5月8日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(平成23年12月16日定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成26年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年11月30日)
新株予約権の数(個)	602	597
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,400(注)1	119,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	371(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年12月17日 至平成31年12月16日 (注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 517 資本組入額 259	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 当社が合併、会社分割、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3 ただし行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

6 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記（注）4の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

7 平成25年5月8日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(平成24年12月19日定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成26年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年11月30日)
新株予約権の数(個)	752	747
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,400(注)1	149,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	657(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年12月20日 至平成32年12月19日 (注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 894 資本組入額 447	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1 当社が合併、会社分割、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3 行使期間の最終日が当社の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

6 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記（注）4の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

- 7 平成25年5月8日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（平成25年12月19日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成26年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年11月30日）
新株予約権の数（個）	150	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,000（注）1	15,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年11月30日 至 平成61年1月10日 （注）2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 631 資本組入額 316	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

- (注) 1 当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 2 行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
- 3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 新株予約権者は、割当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 の契約に定めるところによる。
- その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- 5 組織再編時の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イに記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする）による承認を要するものとする。
- 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
- イ．当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ロ．当社は、新株予約権者が（注）3に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 八．新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権の行使の条件
- （注）3に準じて決定する。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成24年9月30日 (注)1	10	47,542	0	1,577	0	1,607
平成24年10月1日～ 平成25年9月30日 (注)1	827	48,369	33	1,611	33	1,641
平成25年10月1日 (注)2	9,625,431	9,673,800		1,611		1,641
平成25年10月1日～ 平成26年9月30日 (注)1	127,600	9,801,400	30	1,642	30	1,672

(注) 1 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

2 平成25年10月1日をもって1株を200株に株式分割したことによる増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成26年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		18	22	43	37	6	2,644	2,770	
所有株式数(単元)		13,754	1,901	22,444	5,770	232	53,904	98,005	900
所有株式数の割合(%)		14.03	1.94	22.90	5.89	0.24	55.00	100.00	

(注) 自己株式415,028株は「個人その他」に4,150単元、「単元未満株式の状況」に28株含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社リョウコーポレーション	東京都荒川区南千住6-37-1-303	700,000	7.14
兼平 宏	東京都世田谷区	574,000	5.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	444,900	4.54
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木1-6-1	400,000	4.08
日信電子サービス株式会社	埼玉県さいたま市中央区鈴谷4-8-1	300,000	3.06
株式会社プレステージ・インターナショナル	東京都千代田区麹町1-4	300,000	3.06
内藤 宗	東京都荒川区	280,000	2.86
内藤 主	東京都荒川区	280,000	2.86
内藤 亨	東京都荒川区	256,000	2.61
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	240,000	2.45
UBS AG HONG KONG(常任代理人シティバンク銀行株式会社)	AESCHENVORSTADT 1 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6-27-30)	240,000	2.45
計	-	4,014,900	40.96

(注) 上記のほか、自己株式が415,028株あります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 415,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,385,500	93,855	
単元未満株式	普通株式 900		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	9,801,400		
総株主の議決権		93,855	

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
パラカ株式会社	東京都港区麻布台1-11-9	415,000		415,000	4.23
計		415,000		415,000	4.23

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式のストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、平成16年12月21日開催の定時株主総会及び平成17年12月21日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成17年12月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 2名 当社従業員 34名 社外協力者 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法に基づき、平成21年12月18日開催の定時株主総会、平成22年12月17日開催の定時株主総会、平成23年12月16日開催の定時株主総会、平成24年12月19日開催の定時株主総会、平成25年12月19日開催の取締役会及び平成26年12月18日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成21年12月18日	平成22年12月17日	平成23年12月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 43名	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社従業員 50名	当社取締役 4名 当社監査役 2名 当社従業員 22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成24年12月19日	平成25年12月19日	平成26年12月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 2名 当社従業員 47名	当社取締役 3名	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社従業員 60名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	同上	同上	188,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上	(注)2
新株予約権の行使期間	同上	同上	自平成28年12月19日 至平成36年12月18日 ただし行使期間の最終日が当社の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件	同上	同上	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	(注)4

(注) 1 当社が合併、会社分割、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の行使時の払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(100株)を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社株

式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

その他の条件は、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同

の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使時の交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

再編対象会社は、新株予約権者が（注）3に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権

利

を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	28	23,177
当期間における取得自己株式		

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	415,028		415,028	

3 【配当政策】

当社は、「財務体質の強化と今後の事業展開に備えるため、「毎期の業績」、「内部留保の充実」、「手元流動性」及び「投資環境」に応じて再投資と配当のバランスをとりながら株主の皆様への利益配分を行うこと」を基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当は1株につき12円とさせていただきました。

今後につきましても上記方針に基づいた利益配分を実施してまいります。

当社は、中間・期末の年2回配当を行うことができる旨及び取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。期末配当につきましては株主総会の決議によります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年12月18日 定時株主総会決議	112	12

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月
最高(円)	94,700	85,000	95,400	218,900 1,095(注)2	929
最低(円)	46,400	53,300	53,500	89,800 449(注)2	679

(注) 1 最高・最低株価は、平成25年9月12日付より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2 株式分割による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	741	739	790	799	808	848
最低(円)	679	692	738	775	757	811

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役		内藤 亨	昭和31年7月15日	昭和54年4月 昭和63年12月 平成6年10月 平成9年8月 平成21年10月	野村證券株式会社入社 ゴールドマン・サックス証券会社 (現 ゴールドマン・サックス証券株 式会社)入社 有限会社リョウコーポレーション設 立 当社設立 代表取締役社長 当社代表取締役(現任)	(注)3	256,000
取締役	営業部長	駒井 雄一	昭和41年6月5日	平成元年4月 平成12年7月 平成16年11月 平成17年12月 平成21年10月	株式会社リクルート入社 株式会社ピーマップ入社 当社入社 営業部長(現任) 当社常務取締役 当社取締役(現任)	(注)3	86,600
取締役	管理部長	間嶋 正明	昭和51年12月14日	平成15年3月 平成16年10月 平成18年4月 平成19年6月 平成20年7月 平成21年12月	株式会社オン・ザ・エッジ入社 当社入社 当社運営部長 当社運営管理部長 当社執行役員管理部長(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	65,500
取締役		中村 隆夫	昭和40年8月25日	平成元年4月 平成8年2月 平成11年6月 平成20年12月 平成21年1月 平成21年12月	日本銀行入行 株式会社デジタルガレージ取締役 株式会社インフォシーク代表取締役 弁護士登録(第二東京弁護士会所 属) 鳥飼総合法律事務所(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	2,000
常勤監査役		廣澤 智	昭和39年7月17日	平成3年10月 平成7年3月 平成9年2月 平成12年7月 平成21年6月 平成24年5月 平成26年12月	太田昭和監査法人(現 新日本有限責 任監査法人)入社 公認会計士登録 日本インベストメント・ファイナ ンス株式会社(現 大和企業投資株 式会社)入社 株式会社ピーアイ・ネットワーク設 立 廣澤公認会計士事務所開設 当社入社 内部監査専任担当 当社監査役(現任)	(注)4	
監査役		福島 一	昭和17年12月8日	昭和43年4月 平成5年6月 平成11年6月 平成12年6月 平成15年10月 平成22年12月	株式会社野村総合研究所入社 同社取締役 社会・地域研究本部長 同社常務取締役 リサーチ・コンサルティング部門長 同社常勤監査役 株式会社エグゼクティブ・パート ナーズ理事(現任) 当社監査役(現任)	(注)4	
監査役		遠藤 修介	昭和39年11月6日	平成元年4月 平成3年8月 平成5年10月 平成9年4月 平成14年2月 平成25年6月 平成26年12月	太田昭和監査法人(現 新日本有限責 任監査法人)入社 公認会計士登録 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 入社 遠藤公認会計士事務所開設(現任) 株式会社エルゼウス 代表取締役社 長(現任) 新宿監査法人 パートナー(現任) 当社監査役(現任)	(注)4	
							410,100

(注)1 取締役中村隆夫は、社外取締役であります。
 2 監査役福島一及び遠藤修介は、社外監査役であります。

- 3 平成25年12月19日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
- 4 平成26年12月18日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
- 5 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
高橋 聡	昭和44年12月12日	平成5年4月 本田技研工業株式会社入社 平成9年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入社 平成13年5月 公認会計士登録 平成13年7月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 平成13年8月 社会保険労務士登録 平成15年9月 高橋労務会計事務所(現 高橋聡公認会計士事務所)開設(現任) 中小企業診断士登録 平成16年9月 株式会社J.K.コンサルティング設立 代表取締役(現任) 平成17年2月 税理士登録 平成17年12月 株式会社Waymark代表取締役(現任) 平成26年9月 当社監査役	(注)	

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

- 6 提出日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当または主な職業
執行役員社長	内 藤 亨	
執行役員常務	駒 井 雄 一	営業部長
執行役員	間 嶋 正 明	管理部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスの目的を経営の適正性・健全性、経営者の説明責任の確保を通じて企業の持続可能性を向上させることと考えています。コーポレート・ガバナンスは、企業のあり方を考える上で最も広く基本的な概念であり、経営者が信任義務を果たし、会社と株主及びステークホルダーとの関係において調和の取れた発展を促すものと理解しております。

当社は企業統治の体制として、監査役制度を採用しております。これは独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任しており、取締役の相互監督及び監査役による経営監視機能が十分に機能し、経営の適正性・健全性が確保されていると考えているためであります。

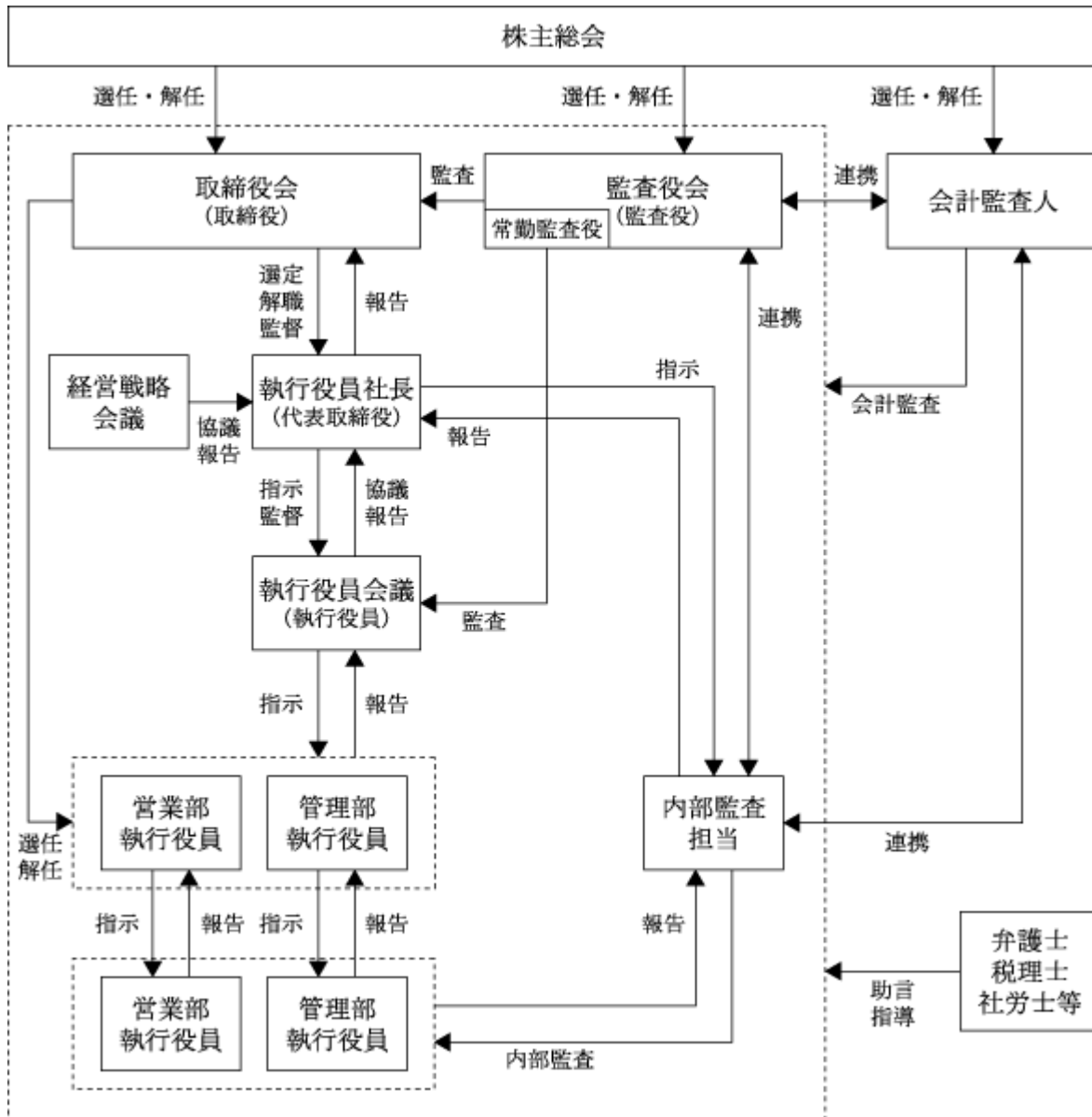
経営の意思決定機関であります取締役会は、提出日現在、取締役4名から構成されており、そのうち1名は社外取締役であります。取締役会は、毎月1回必ず開催されるとともに、必要に応じて、随時開催できる体制となっております。また、そこでは徹底的な討論が行われていると考えております。

監査役会は、監査役3名から構成されており、そのうち2名は社外監査役であります。監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い監査を行うほか、取締役会等の会議に出席しております。

執行役員会議は執行役員3名及び常勤監査役をメンバーとし、取締役会から委任を受け、主に業務執行に係る事項についての議論を毎月定期的に行うほか、必要に応じて随時機動的に行うこととしております。会議の内容については取締役会にて報告しております。

経営戦略会議は主に執行役員をメンバー（毎回テーマに応じて社長が指示）とし、3ヵ月に1度開催するものとしております。「経営戦略会議」は社長の諮問機関として位置づけており、業務執行上の決裁権限はありませんが、会社の「戦略」について議論を行うこととしております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりです。



□ 内部統制システム整備の状況

内部統制システムの整備につきましては、平成23年2月の取締役会にて以下のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「パラカ株式会社行動規範」（以下、行動規範）を定め、周知徹底を図る。
- (2) コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役は、基本的な方針について宣言するとともに、内部統制・コンプライアンス担当執行役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。監査役及び内部監査担当は連携し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- (3) 法令違反の疑義ある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士・専門家を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- (2) 組織横断的なリスク管理については内部統制・コンプライアンス担当執行役員が行い、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。また、内部監査担当は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役へ報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能とその意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。双方の機能を強化するために、執行役員制度を採用し、同制度の維持・充実を図る。
- (2) 中長期経営戦略を策定し、全社で意思統一する。経営戦略を企業全体で共有し、強固なものにするために、定期的に経営戦略会議を開催し、企業の存続・発展を図る。
- (3) 中期経営計画を立案し、社内でも共有する。そして単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、執行役員会及びすべての管理職が出席する会議（社内呼称：管理職会議）にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。
- (4) 取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、監査役会の意見を尊重し、決定する。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実が発生したとき、取締役及び使用人による法令違反の疑義ある行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきと定めた事実が生じたときは、速やかに監査役に報告する。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- (2) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を設けるほか、会計監査人、内部統制・コンプライアンス担当執行役員、内部監査担当と相互連携し、監査の実効性を確保する。

7. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。また、会計監査人から監査内容について報告を受けることができる。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要は是正を行うこととする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会的秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する。

八 リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行っております。

組織横断的なリスク管理については内部統制・コンプライアンス担当執行役員が行い、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととしております。また、内部監査担当は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役様に報告しております。

この他、法令順守に関するリスクや損失に関するリスクを事前に防止するよう、定期的にリスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出しを行っております。

二 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役中村隆夫氏、監査役福島一氏及び監査役遠藤修介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査

内部管理体制強化の一環として、内部監査担当1名が内部監査を実施しております。内部監査については、主として業務が会社の定めたルールに従っているかという観点からチェックを行うとともに、業務の効率性も確認しております。

監査役監査については、取締役会に監査役が出席するほか、重要な社内会議には常勤監査役が出席し、経営に関する監視機能を果たしております。また、監査役会を原則毎月開催し、監査役間で情報を共有するとともに、意見交換を行っております。

この他、内部監査担当、監査役及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、連携を図っております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の中村隆夫氏は、経営者としての経験及び弁護士としての専門的知識を有しており、当社の経営に対し独立した客観的な立場から有益な助言をいただいております。

なお、中村隆夫氏は提出日現在、当社株式を2,000株保有しておりますが、当社とはその他の人的関係、資本的関係または取引関係等の直接利害関係はありません。

社外監査役の福島一氏は、これまでの経営層及び監査役としての豊富な知識・経験を活かし、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言をいただいております。

なお、福島一氏は、同氏の所属する株式会社エグゼクティブ・パートナーズと当社との間に少額の取引関係がありますが、その他の人的関係、資本的関係または取引関係等の直接利害関係はありません。

社外監査役の遠藤修介氏は、これまでの経営者としての豊富な知識・経験を活かし、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言をいただくことに期待しております。

なお、遠藤修介氏は、当社とは人的関係、資本的関係または取引関係等の直接利害関係はありません。

社外監査役は、常勤監査役と緊密な意見交換を行うとともに、必要に応じて役職員に報告を求め、取締役の職務執行に対し厳正な監査を行っております。

なお、社外取締役1名及び社外監査役2名と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額としております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性の基準については、東京証券取引所が定める独立性に関する基準を参考に判断しております。当社の現在の社外取締役の中村隆夫氏及び社外監査役の遠藤修介氏は、いずれも当社経営に著しい影響を及ぼす、又は当社経営から著しい影響を受ける関係がなく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから独立性を有すると判断し、当社が上場する東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	138	120	18			3
監査役 (社外監査役を除く。)	6	6				1
社外役員	9	7	1			4

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等については、基本給とストックオプションに分けられます。基本給については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、別途株主総会で決議されたストックオプションの付与と合わせて、担当する職務、責任、業績等の要素を基準として取締役会において決定しております。

監査役の報酬等については、監査役報酬等の限度内で算定しており、各監査役の報酬等については監査役会において決定しております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 28百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

前事業年度

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	保有目的
日本信号株式会社	25,300	19	取引関係の維持・強化

当事業年度

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	保有目的
日本信号株式会社	25,300	28	取引関係の維持・強化

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

会計監査人は有限責任監査法人トーマツであります。当社は会計監査人と協議し、定期的に報告を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は有限責任監査法人トーマツに所属する水上亮比呂氏、片岡久依氏であり、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、その他7名であります。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものです。

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、将来の利益配分の一環として定めているものです。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の任務を行ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその能力を十分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任については累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 （百万円）	非監査業務に基づく報酬 （百万円）	監査証明業務に基づく報酬 （百万円）	非監査業務に基づく報酬 （百万円）
19		14	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりません。

なお、監査報酬につきましては、監査内容及び日数などにより適切な報酬額を検討し、会社法の定めに従い監査役会の同意を得たうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成25年10月1日から平成26年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第17期事業年度 新日本有限責任監査法人

第18期事業年度 有限責任監査法人トーマツ

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次の通りです。

(1) 異動に係る公認会計士等の名称

就任する公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

退任する公認会計士等の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 異動の年月日

平成25年12月19日

(3) 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

平成24年12月19日

(4) 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であります新日本有限責任監査法人が、平成25年12月19日開催予定の第17期定時株主総会終結の時をもって任期満了となるのに伴い、会計監査人の選定を行い、新たに有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することといたします。

(6) (5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見

特段の意見は無い旨の回答を得ております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することが出来る体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めるとともに、関連団体等の主催するセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (平成25年 9月30日)	当事業年度 (平成26年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 1,507	1 1,900
売掛金	59	50
貯蔵品	1	2
前払費用	434	507
繰延税金資産	32	51
その他	12	19
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	2,046	2,531
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 1,084	1 1,086
減価償却累計額	278	318
建物（純額）	806	768
構築物	769	810
減価償却累計額	533	584
構築物（純額）	236	226
機械及び装置	381	381
減価償却累計額	6	29
機械及び装置（純額）	374	352
車両運搬具	48	52
減価償却累計額	29	35
車両運搬具（純額）	18	16
工具、器具及び備品	175	218
減価償却累計額	122	147
工具、器具及び備品（純額）	52	71
土地	1 14,022	1 14,460
リース資産	2,302	2,851
減価償却累計額	741	1,116
リース資産（純額）	1,561	1,735
建設仮勘定	130	178
有形固定資産合計	17,203	17,810
無形固定資産		
商標権	0	-
ソフトウェア	34	22
その他	0	0
無形固定資産合計	34	23
投資その他の資産		
投資有価証券	19	28
出資金	0	0
役員及び従業員に対する長期貸付金	22	19
長期前払費用	28	27
繰延税金資産	25	44
その他	248	209
投資その他の資産合計	343	329
固定資産合計	17,582	18,163
資産合計	19,629	20,694
負債の部		
流動負債		

買掛金	113	147
1年内償還予定の社債	40	40
1年内返済予定の長期借入金	1 1,031	1 1,072
リース債務	331	415
未払金	194	62
未払費用	28	19
未払法人税等	134	471
未払消費税等	21	114
前受金	22	35
預り金	10	8
賞与引当金	29	30
その他	0	0
流動負債合計	1,958	2,420
固定負債		
社債	330	290
長期借入金	1 8,231	1 7,865
リース債務	1,270	1,374
資産除去債務	117	141
その他	343	346
固定負債合計	10,293	10,018
負債合計	12,251	12,438
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,611	1,642
資本剰余金		
資本準備金	1,641	1,672
資本剰余金合計	1,641	1,672
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	235	203
繰越利益剰余金	4,099	4,932
利益剰余金合計	4,334	5,135
自己株式	100	100
株主資本合計	7,486	8,348
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2	8
繰延ヘッジ損益	184	182
評価・換算差額等合計	182	174
新株予約権	73	81
純資産合計	7,377	8,255
負債純資産合計	19,629	20,694

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
売上高	8,913	10,080
売上原価	6,304	7,335
売上総利益	2,608	2,745
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	0	0
役員報酬	140	153
給料及び手当	275	307
賞与引当金繰入額	29	30
法定福利費	46	49
減価償却費	37	38
地代家賃	86	89
支払報酬	36	30
支払手数料	85	98
租税公課	55	60
その他	146	149
販売費及び一般管理費合計	939	1,008
営業利益	1,668	1,736
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
受取保険金	0	-
保険返戻金	0	-
保険配当金	0	0
未払配当金除斥益	0	1
その他	0	0
営業外収益合計	2	3
営業外費用		
支払利息	262	251
その他	45	10
営業外費用合計	308	261
経常利益	1,363	1,477
特別利益		
固定資産売却益	-	1 24
補助金収入	29	-
特別利益合計	29	24
特別損失		
固定資産除却損	2 17	2 18
特別損失合計	17	18
税引前当期純利益	1,375	1,483
法人税、住民税及び事業税	393	632
法人税等調整額	136	42
法人税等合計	530	589
当期純利益	845	893

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)		当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
機器仕入高		2	0.0	-	
人件費		5	0.1	5	0.1
地代家賃		4,613	73.2	5,484	74.8
機器リース料		241	3.8	173	2.4
外注費		706	11.2	794	10.8
減価償却費		435	6.9	538	7.3
その他		300	4.8	338	4.6
合計		6,304	100.0	7,335	100.0

主なものは光熱費、租税公課及び機器消耗品費であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,577	1,607	1,607	-	3,562	3,562	100	6,646	
当期変動額									
新株の発行(新株 予約権の行使)	33	33	33					67	
剰余金の配当					72	72		72	
当期純利益					845	845		845	
特別償却準備金 の積立				235	235	-			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	33	33	33	235	536	772	-	840	
当期末残高	1,611	1,641	1,641	235	4,099	4,334	100	7,486	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1	243	245	57	6,458
当期変動額					
新株の発行(新株 予約権の行使)					67
剰余金の配当					72
当期純利益					845
特別償却準備金 の積立					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4	58	63	15	78
当期変動額合計	4	58	63	15	918
当期末残高	2	184	182	73	7,377

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,611	1,641	1,641	235	4,099	4,334	100	7,486	
当期変動額									
新株の発行(新株 予約権の行使)	30	30	30					61	
剰余金の配当					92	92		92	
当期純利益					893	893		893	
特別償却準備金 の取崩				32	32			-	
自己株式の取得							0	0	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	30	30	30	32	833	800	0	862	
当期末残高	1,642	1,672	1,672	203	4,932	5,135	100	8,348	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2	184	182	73	7,377
当期変動額					
新株の発行(新株 予約権の行使)					61
剰余金の配当					92
当期純利益					893
特別償却準備金 の取崩					-
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	6	2	8	7	16
当期変動額合計	6	2	8	7	878
当期末残高	8	182	174	81	8,255

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,375	1,483
減価償却費	472	577
賞与引当金の増減額（ は減少）	1	1
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	268	256
固定資産売却損益（ は益）	-	24
固定資産除却損	17	18
売上債権の増減額（ は増加）	8	8
その他の流動資産の増減額（ は増加）	48	81
仕入債務の増減額（ は減少）	33	33
その他の流動負債の増減額（ は減少）	65	129
その他	61	69
小計	2,110	2,470
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	265	258
法人税等の支払額	662	301
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,182	1,911
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	6	3
定期預金の払戻による収入	-	36
有形固定資産の取得による支出	692	862
有形固定資産の売却による収入	-	100
無形固定資産の取得による支出	4	4
敷金及び保証金の差入による支出	42	17
貸付けによる支出	24	-
その他	2	51
投資活動によるキャッシュ・フロー	766	699
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	600	450
短期借入金の返済による支出	600	450
長期借入れによる収入	790	2,999
長期借入金の返済による支出	983	3,323
社債の償還による支出	40	40
株式の発行による収入	56	47
リース債務の返済による支出	289	376
配当金の支払額	72	91
その他	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	538	785
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	123	426
現金及び現金同等物の期首残高	1,566	1,443
現金及び現金同等物の期末残高	1,443	1,870

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)を採用しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、建物(附属設備を除く)並びに機械及び装置(太陽光発電設備)については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～38年

機械及び装置 17年

車両運搬具 3～6年

工具、器具及び備品 2～15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を行っていません。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

(3) ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(単体開示の簡素化の改正に伴い、注記要件が変更されたものに係る表示方法の変更)

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」に表示していた「敷金」208百万円、「その他」39百万円は、「その他」248百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
現金及び預金	36百万円	36百万円
建物	724百万円	690百万円
土地	13,423百万円	13,738百万円
合計	14,183百万円	14,465百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
1年内返済予定長期借入金	735百万円	752百万円
長期借入金	7,772百万円	7,452百万円
合計	8,507百万円	8,205百万円

(損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
土地	- 百万円	24百万円
合計	- 百万円	24百万円

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
構築物	16百万円	17百万円
その他	1百万円	1百万円
合計	17百万円	18百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1 発行済株式及び自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	47,542	827		48,369
自己株式				
普通株式	2,075			2,075

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

ストック・オプションの権利行使による増加 827株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					73
合計							73

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年12月19日 定時株主総会	普通株式	72	1,600	平成24年9月30日	平成24年12月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	92	2,000	平成25年9月30日	平成25年12月20日

当事業年度(自平成25年10月1日至平成26年9月30日)

1 発行済株式及び自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	48,369	9,753,031		9,801,400
自己株式				
普通株式	2,075	412,953		415,028

(変動事由の概要)

- 発行済株式の増加は以下の通りです。
 平成25年10月1日付 株式分割による増加 9,625,431株
 新株の発行(新株予約権の行使)
 スtock・オプションの権利行使による増加 127,600株
- 自己株式の増加は以下の通りです。
 平成25年10月1日付 株式分割による増加 412,925株
 単元未満株式の買取による増加 28株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					81
合計							81

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 定時株主総会	普通株式	92	2,000	平成25年9月30日	平成25年12月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	112	12	平成26年9月30日	平成26年12月19日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	1,507百万円	1,900百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	63百万円	30百万円
現金及び現金同等物	1,443百万円	1,870百万円

2 重要な非資金取引の内容

(前事業年度)

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、547百万円であります。

当事業年度に新たに計上した資産除去債務の額は、29百万円であります。

(当事業年度)

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、529百万円であります。

当事業年度に新たに計上した資産除去債務の額は、25百万円であります。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

駐車場機器

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金や安全性の高い金融商品等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金（原則として20年以内）は主に土地購入に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金は流動性リスクに晒されていますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度（平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,507	1,507	
(2) 投資有価証券			
其他有価証券	19	19	
資産計	1,526	1,526	
(1) 長期借入金（ ）1	9,262	9,303	40
(2) リース債務（ ）1	1,602	1,709	107
負債計	10,864	11,012	148
デリバティブ取引（ ）2	(287)	(314)	27

- () 1 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含み、リース債務は流動負債と固定負債の合計であります。
 2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

当事業年度（平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,900	1,900	-
(2) 投資有価証券			
其他有価証券	28	28	-
資産計	1,929	1,929	-
(1) 長期借入金（ ）1	8,938	8,963	25
(2) リース債務（ ）1	1,790	1,897	106
負債計	10,729	10,861	132
デリバティブ取引（ ）2	(284)	(316)	32

- () 1 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含み、リース債務は流動負債と固定負債の合計であります。
 2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(2) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,320			
合計	1,320			

当事業年度（平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,675	-	-	-
合計	1,675	-	-	-

(注) 3 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
 前事業年度(平成25年9月30日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,031	981	906	1,483	2,269	2,582
リース債務	331	337	312	254	198	167
合計	1,363	1,319	1,219	1,737	2,467	2,757

当事業年度(平成26年9月30日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,072	997	935	838	728	4,365
リース債務	415	391	334	279	211	157
合計	1,488	1,389	1,270	1,117	939	4,523

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(平成25年9月30日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	19	14	4
債券			
その他			
小計	19	14	4
合計	19	14	4

当事業年度(平成26年9月30日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	28	14	13
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	28	14	13
合計	28	14	13

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前事業年度(平成25年9月30日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	6,989	6,408	287
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	661	613	27
合計			7,651	7,021	314

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(平成26年9月30日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	6,599	6,027	284
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	613	564	32
合計			7,213	6,592	316

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費	28百万円	22百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年9月期	平成17年9月期	平成18年9月期	平成22年9月期
付与対象者の区分別人数	取締役 3名 監査役 1名 従業員 29名	取締役 1名 従業員 9名	取締役 4名 監査役 2名 従業員 34名 社外協力者 8名	取締役 3名 監査役 1名 従業員 43名
ストック・オプションの数(注)1,2	普通株式 385,200株	普通株式 30,000株	普通株式 400,000株	普通株式 300,000株
付与日	平成16年12月28日	平成17年7月20日	平成18年1月20日	平成22年1月6日
権利確定条件	(注)3	(注)3	(注)3	(注)3
対象勤務期間	平成16年12月28日 ～平成18年12月27日	平成17年7月20日 ～平成19年7月19日	平成18年1月20日 ～平成20年1月20日	平成22年1月6日 ～平成23年12月18日
権利行使期間	平成18年12月28日 ～平成26年9月30日	平成19年7月20日 ～平成26年9月30日	平成20年1月21日 ～平成27年9月30日	平成23年12月19日 ～平成29年12月18日

	平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
付与対象者の区分別人数	取締役 4名 監査役 3名 従業員 50名	取締役 4名 監査役 2名 従業員 22名	取締役 4名 監査役 2名 従業員 47名	取締役 3名
ストック・オプションの数(注)1,2	普通株式 160,000株	普通株式 160,000株	普通株式 160,000株	普通株式 15,000株
付与日	平成23年1月6日	平成24年1月10日	平成25年1月11日	平成26年1月10日
権利確定条件	(注)3	(注)3	(注)3	(注)4
対象勤務期間	平成23年1月6日 ～平成24年12月17日	平成24年1月10日 ～平成25年12月16日	平成25年1月11日 ～平成26年12月19日	平成26年1月10日 ～平成27年11月29日
権利行使期間	平成24年12月18日 ～平成30年12月17日	平成25年12月17日 ～平成31年12月16日	平成26年12月20日 ～平成32年12月19日	平成27年11月30日 ～平成61年1月10日

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 平成17年4月20日付株式分割(株式1株につき3株)及び平成25年10月1日付株式分割(株式1株につき200株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3 権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員であることを要する。新株予約権の相続は認めない。

4 付与日から権利確定日まで取締役であることを要する。

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況

当事業年度（平成26年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年 9月期	平成17年 9月期	平成18年 9月期	平成22年 9月期	平成23年 9月期	平成24年 9月期	平成25年 9月期	平成26年 9月期
権利確定前（株）								
前事業年度末	-	-	-	-	-	155,800	157,200	-
付与	-	-	-	-	-	-	-	15,000
失効	-	-	-	-	-	1,000	6,800	-
権利確定	-	-	-	-	-	154,800	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-	150,400	15,000
権利確定後（株）								
前事業年度末	31,800	16,800	44,400	172,200	141,200	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	154,800	-	-
権利行使	-	-	-	90,200	3,000	34,400	-	-
失効	31,800	16,800	4,000	6,800	3,200	-	-	-
未行使残	-	-	40,400	75,200	135,000	120,400	-	-

(注)平成17年4月20日付株式分割（株式1株につき3株）及び平成25年10月1日付株式分割（株式1株につき200株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成17年 9月期	平成17年 9月期	平成18年 9月期	平成22年 9月期	平成23年 9月期	平成24年 9月期	平成25年 9月期	平成26年 9月期
権利行使価格 （円）（注）	1,454	1,467	1,800	365	567	371	657	1
行使時平均株価 （円）				803	790	741	-	-
公正な評価単価 （付与日） （円）				98	160	146	237	630

(注)平成17年4月20日付株式分割（株式1株につき3株）及び平成25年10月1日付株式分割（株式1株につき200株）による分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成26年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した算定技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及びその見積方法

	平成26年ストック・オプション
株価変動性(注)1	53.14%
予想残存期間(注)2	18.44年
予想配当(注)3	10円/株
無リスク利子率(注)4	1.418%

- (注)1 平成16年12月から平成26年1月の株価実績に基づき算定しております。
- 2 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
- 3 平成25年9月期の配当実績によっております。
- 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	11百万円	10百万円
未払事業税	16百万円	37百万円
土地	47百万円	47百万円
繰延ヘッジ損益	102百万円	101百万円
資産除去債務	40百万円	50百万円
株式報酬費用	7百万円	3百万円
その他	5百万円	4百万円
繰延税金資産小計	231百万円	255百万円
評価性引当額	14百万円	14百万円
繰延税金資産合計	217百万円	241百万円
繰延税金負債		
資産除去費用	25百万円	28百万円
特別償却準備金	132百万円	112百万円
その他有価証券評価差額金	1百万円	4百万円
繰延税金負債合計	159百万円	145百万円
繰延税金資産(負債)の純額	57百万円	95百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度ともに、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。

なお、この税率変更が財務諸表に与える影響は軽微であります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

賃借駐車場等の賃借借契約に伴う原状回復義務等であります。(本社、支店及び各営業所)

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は当該固定資産の経済的耐用年数とし、割引率は0.5～1.3%を採用しています。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
期首残高	89百万円	117百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	28百万円	25百万円
資産除去債務の履行による減少額	1百万円	2百万円
時の経過による調整額	0百万円	1百万円
期末残高	117百万円	141百万円

(賃貸等不動産関係)

当社では、東京都その他の地域において、時間貸駐車場を有しております。平成25年9月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,165百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。平成26年9月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,237百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、固定資産売却益は24百万円(特別利益に計上)であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中増減額並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
貸借対照表計上額	期首残高	14,573
	期中増減額	233
	期末残高	14,806
期末時価	12,486	13,192

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前事業年度の主な増加は、不動産取得(189百万円)であります。当事業年度の主な増加は不動産取得(455百万円)であり、主な減少は不動産売却(75百万円)であります。
- 3 時価の算定方法
 主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額を採用しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業内容は、駐車場の開拓及び運営管理に関連する事業であり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

駐車場の開拓及び運営管理に関連する事業の売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

駐車場の開拓及び運営管理に関連する事業の売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (百万 円)	科目	期末残高 (百万 円)
役員	内藤 亨			当社 代表取締役	被所有 直接 8.86		新株予約 権の行使 (注)1	19		
役員	駒井 雄一			当社取締役	被所有 直接 0.74		新株予約 権の行使 (注)2	11		

(注) 1 平成14年12月27日開催の当社第6回定時株主総会及び平成21年12月18日開催の当社第13回定時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。
 2 平成21年12月18日開催の当社第13回定時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (百万 円)	科目	期末残高 (百万 円)
役員	内藤 亨			当社 代表取締役	被所有 直接 2.73		新株予約 権の行使 (注)1	23		
役員	駒井 雄一			当社取締役	被所有 直接 0.92		新株予約 権の行使 (注)2	11		

(注) 1 平成21年12月18日開催の当社第13回定時株主総会及び平成23年12月16日開催の当社第15回定時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。
 2 平成21年12月18日開催の当社第13回定時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	788円87銭	870円90銭
1株当たり当期純利益	92円35銭	96円03銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	90円01銭	93円89銭

(注) 1 当社は、平成25年5月8日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年10月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
 2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	845	893
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	845	893
普通株式の期中平均株式数(株)	9,152,586	9,303,130
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	238,259.55	211,334.00
(うち新株予約権(株))	(238,259.55)	(211,334.00)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	潜在株式の種類(新株予約権5種類) 潜在株式の数(新株予約権の数 1,870個)	潜在株式の種類(新株予約権1種類) 潜在株式の数(新株予約権の数 202個)

2 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	7,377	8,255
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	73	81
(うち新株予約権(百万円))	(73)	(81)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	7,303	8,174
普通株式の期末株式数(株)	9,673,800	9,801,400
自己株式の期末株式数(株)	415,000	415,028
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	9,258,800	9,386,372

(重要な後発事象)

新株予約権の発行

当社は平成26年12月18日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9) スtock・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期 末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,084	2	0	1,086	318	39	768
構築物	769	91	50	810	584	85	226
機械及び装置	381	-	-	381	29	22	352
車両運搬具	48	6	2	52	35	8	16
工具、器具及び備品	175	49	6	218	147	30	71
土地	14,022	513	75	14,460	-	-	14,460
リース資産	2,302	549	-	2,851	1,116	374	1,735
建設仮勘定	130	626	578	178	-	-	178
有形固定資産計	18,915	1,839	714	20,040	2,230	560	17,810
無形固定資産							
商標権				-	-	0	-
ソフトウェア				89	66	16	22
その他				0	-	-	0
無形固定資産計				89	66	16	23
長期前払費用	55	5	2	58	31	3	27
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 当期の増加額のうち主なものは次のとおりであります。

土地	駐車場用地	455百万円
リース資産	駐車場設備	549百万円

2 無形固定資産の金額が資産総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
第3回無担保社債	平成20年 11月28日	310	290 (20)	1.58	無担保	平成30年 11月30日
第4回無担保社債	平成23年 8月10日	60	40 (20)	0.80	無担保	平成28年 8月10日
合計		370	330 (40)			

- (注) 1 ()内書は、1年以内の償還予定額であります。
 2 貸借対照表日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
40	40	20	20	20

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	
1年以内返済予定の長期借入金	1,031	1,072	2.073	
1年以内返済予定のリース債務	331	415	1.235	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	8,231	7,865	2.478	平成27年～平成46年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,270	1,374	1.209	平成27年～平成33年
合計	10,865	10,729		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金及びリース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	997	935	838	728
リース債務	391	334	279	211

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	0	0	0	0	0
賞与引当金	29	30	29	-	30

- (注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	224
預金の種類	
普通預金	1,639
当座預金	4
定期預金	30
別段預金	1
計	1,675
合計	1,900

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
株式会社大丸松坂屋百貨店	33
株式会社高島屋	2
株式会社山陽百貨店	2
東北電力株式会社	2
株式会社エコー	1
その他	7
合計	50

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2} \times \frac{365}{(B)}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	
59	10,743	10,752	50	99.53	1.88

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 貯蔵品

区分	金額（百万円）
メンテナンス用消耗品	0
その他	1
合計	2

負債の部

a 買掛金

相手先	金額(百万円)
株式会社プレステージ・インターナショナル	27
セイブ環境株式会社	19
姫路市	10
川崎定徳株式会社	9
日生不動産株式会社	5
その他	74
合計	147

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(百万円)	2,523	5,006	7,483	10,080
税引前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	443	794	1,105	1,483
四半期(当期)純利益 金額(百万円)	278	499	667	893
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	30.07	53.88	71.83	96.03

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 金額(円)	30.07	23.82	17.98	24.19

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 当社ホームページ http://www.paraca.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等がありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第17期（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）平成25年12月20日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成25年12月20日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第18期第1四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月13日関東財務局長に提出

第18期第2四半期（自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日）平成26年5月14日関東財務局長に提出

第18期第3四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月8日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成25年12月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に伴う新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書

平成26年12月19日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成26年12月19日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年12月17日

パラカ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水上 亮比呂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡 久 依

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパラカ株式会社の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パラカ株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成25年9月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成25年12月20日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、パラカ株式会社の平成26年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、パラカ株式会社が平成26年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。